

## 監査結果公告第4号

平成31年3月20日付で提出された住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、要件審理を実施したので同条第4項の規定に基づき、その結果を公表します。

住民監査請求に基づく要件審理の結果について

平成31年3月28日

東かがわ市監査委員 楠 田 敬

東かがわ市監査委員 三 好 良 治

東かがわ市監査委員 渡 邊 堅 次

請求者

\*\*\*\*\* 様

東かがわ市監査委員 楠田 敬

同 三好 良治

同 渡邊 堅次

固定資産税課税に関する住民監査請求について（通知）

平成31年3月20日に提出された住民監査請求（同日監査委員事務局受付第2号）について、要件審理を実施した結果、下記の理由により却下することが相当であると決定しましたので通知します。

記

第1 請求の内容

平成31年3月20日付をもって受け付けた請求によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

固定資産税課税につき、旧大内町時代から土地評価額が明らかに不当な評価額を設定されていることが推察されるので、これを修正して、不当に徴収された固定資産税を、徴収した期間分の返還を求めるものである。

具体的な不当と思われる土地評価について以下記載する。

横内\*\*田の評価額は30年度分で145円/m<sup>2</sup>（市道古川大谷線沿い、昭和46年頃県営農免農道で整備）に対し、私が所有する土地小磯\*\*田の評価額は152円/m<sup>2</sup>（小磯川堤防下、接道なし）であり明らかに評価が誤っております。

また、小磯\*\*宅地の評価額は6621円/m<sup>2</sup>で評価補正は土砂災害警戒区域指定の5%のみ補正されている。本来、土地の単価は道路条件、幅員に最も左右されるものであり、接道状況を反映しない土地評価は間違った評価と言わざるを得ない。総務省（固定資産評価基準）において市町村長は宅地の状況に応じ、必要があるときは、「宅地の比準表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。としており、「宅地の比準表」では{算式}比準割合＝奥行によ

る比準割合×形状等による比準割合×その他の比準割合、を用いて算出することになっている。その他の比準割合で道路条件による比準割合を含めて算出することは認められないとは考えられない。現評価において、4mの市道に接している宅地と2m程度の里道に接している宅地は同一評価額となっている。これは、明らかに誤った評価であり、速やかに修正することを要求する。併せて私が所有する上記以外の土地、小磯 \*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\*、\*\* についても修正の上、不当に徴収された固定資産税を徴収した期間分の返還を求める。

併せて、国保税についても資産割で不当徴収された国保税の返還を求める。

なお、本案件と同様な事例は、香川県内はもとより全国の市町村でも起こっている可能性は多いと思われるので、本件の経過、処理について現藤井市長在職期間中に、報道機関並びに東かがわ市ホームページに掲載し、広く周知されることを併せて要求する。

## 第2 受理できない理由

地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであるとされており、その対象は財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

さらに監査の対象となる行為等について、平成6年9月8日の最高裁判決により確定した平成5年8月5日福岡地裁判決において、「監査の対象となる行為等は、地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならぬというべきである。」そして、「違法、不当な事由があるとしても、それが地方公共団体である市に損害をもたらすような関係にはないことが明らかであって住民監査請求の対象となる行為等には該当しない」と判示されている。

これらをもとに本件請求について見ると、請求人は、自己が所有する土地の固定資産税について、土地評価額が不当に設定されているとの不当事由を摘示し、不当に徴収された固定資産税の返還を求めているが、当該固定資産税に関して市が損害を発生する可能性は認定することができない。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査委員の合議により、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。